

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 6 月 5 日 (火) 午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙
日程第 4 議案第65号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 5 議案第66号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 6 議案第67号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 7 議案第68号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8 議案第69号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 9 議案第70号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第10 議案第71号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第11 議案第72号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第12 議案第73号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第13 議案第74号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第75号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
日程第15 議案第76号	湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定について
日程第16 議案第77号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第17 議案第78号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
日程第18 議案第79号	静岡県市町総合事務組合規約の変更について
日程第19 議案第80号	市道の路線の認定について
日程第20 議案第81号	平成30年度湖西市一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第21 議案第82号	平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第22 議案第83号	平成30年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第23 議案第84号	議員派遣について

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年6月湖西市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（二橋益良） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 竹上 弘登壇〕

○議会事務局長（竹上 弘） それでは、まず表彰について申し上げます。去る5月30日、東京で開催されました第94回全国市議会議長会定期総会におきまして、二橋益良議長が市議会議長を4年務められたことにより、表彰を受けられましたので御報告いたします。

ただいまからその伝達式を行います。

二橋議長、恐れ入りますが質問席の前までお進みください。加藤副議長から伝達をお願いいたします。

〔副議長 伝達〕

○議会事務局長（竹上 弘） おめでとうございました。

続きまして、議案書の受理について申し上げます。6月定例会に市長から提出されました議案は19件、議会運営委員会から提出されました議案は1件でございます。その内容は人事案件5件、条例の専決処分4件、条例の一部改正5件、平成30年度補正予算3件、その他3件でございます。

2月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 次に損害賠償の額の決定及び和解について、初めに企画部長から報告がございました。企画部長。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関しまして行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告

書をごらんいただきたいと存じます。専決第4号でございます。

この損害賠償につきましては、平成30年3月14日の午後4時ごろ、市庁舎北側駐車場のゆずりあい駐車場に、確定申告相談に来庁されました市民の方が、普通乗用車をバックで駐車させようとしたところ、車両後方に設置されていたバリケードに気づかず、車両後部バンパーを接触した物損事故であります。

このたび、損害賠償として3万931円を支払うことで示談が成立しましたので、平成30年3月23日に専決処分をさせていただきました。なお、この費用につきましては保険で全額補填されるものであります。

今回の事故は、車どめを頼りに駐車すると車両が接触する位置にバリケードを設置していたことが原因であります。今後における同様の事故防止のため、庁舎管理担当部署へはバリケード等の設置の際には周辺の状況や来客車両の駐車等の妨げにならない配慮を指示し、譲り合い駐車場横の駐車禁止区域については公用車両等の駐停車禁止を指示しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大変御迷惑をおかけいたしました。以上で報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 続いて、環境部長から報告がございました。環境部長。

〔環境部長 相澤義之登壇〕

○環境部長（相澤義之） 専決第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決について御報告いたします。

今回の損害賠償につきましては、平成30年1月11日に契約を締結いたしました水道工事におきまして、工事設計書の積算誤りにより契約を解除したもので、相手方に生じた損害にかかる損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成30年3月26日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

損害賠償の額は62万8,512円で、相手方につきましては東海興産株式会社でございます。

今年度より発注いたします工事につきましては、設計違算に係る再発防止策を遵守し、遺漏なく対応

してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大変申しわけございませんでした。以上、報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 次に平成29年度湖西市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、総務部長から報告がございました。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 平成29年度湖西市一般会計予算の繰り越しについて報告をさせていただきます。お手元の繰越明許費繰越計算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

本年3月定例議会において議決をいただきました平成29年度湖西市一般会計補正予算（第6号）の第4条繰越明許費5件及び同じく一般会計補正予算（第7号）の第3条繰越明許費1件、合わせて6件、6億1,352万円につきまして、平成30年度へ繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

それでは3ページの繰越明許費繰越理由書をごらんいただきたいと思います。理由書に沿って、事業名、翌年度繰越額、繰越理由、完了予定日の順に説明をさせていただきます。

3款民生費、介護施設等整備事業1億4,183万9,000円については、補助対象である社会福祉法人が実施する地域密着型特別養護老人ホームの建設工事において、入札不調により契約締結に不測の日数を要したためであります。なお、完了予定日は平成30年9月末であります。

7款商工費、新居弁天棧橋災害復旧事業1,000万円については、3月議会において補正計上したことから、年度内に事業完了とならないためであります。完了予定日は平成30年10月末であります。

8款土木費、大倉戸茶屋松線整備事業9,210万円については、関係機関との協議に不測の日数を要したためであります。完了予定日は平成30年9月末であります。

続きまして、新所原駅周辺まちづくり事業1億8,558万円については、南北駅前広場工事において、施工上の安全性を考慮し、作業工程の見直しを行っ

たためであります。完了予定日は平成30年7月末であります。

9款消防費、地震対策事業1億7,832万4,000円については、日ヶ崎地区津波避難タワー整備事業の進捗を図るため、国の平成29年度補正予算で交付決定された社会資本整備総合交付金を活用するよう、3月議会において補正計上したことから、年度内に事業完了とならないためであります。完了予定日は平成30年6月末であります。

10款教育費、中央図書館外壁改修事業567万7,000円については、3月議会において補正計上したことから、年度内に事業完了とならないためであります。完了予定日は平成30年8月末までです。

以上で平成29年度湖西市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 次に湖西市土地開発公社の経営状況について、企画部長から報告がございました。企画部長。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） 地方自治法第243条の3第2項の規定により提出いたしました湖西市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

初めに平成29年度湖西市土地開発公社の決算につきまして申し上げますので、お手元の資料、湖西市土地開発公社経営状況報告書1ページをごらんいただきたいと思います。

1概況（1）総括事項のア土地の取得事業といたしましては、新居斎場進入道路整備事業用地1件、206.48平方メートル、鷺津駅谷上線整備事業用地1件、239.44平方メートルを取得いたしました。次に、イ土地の処分事業といたしましては、都市計画街路中央幹線代替用地、大森でございますが、1件、2,780.00平方メートルを市へ売却いたしました。

2ページをお願いいたします。事業執行に伴います決算事項別明細書でございます。（1）収益的収入及び支出のうち収入は、1款1項1目1節事業収益の公有用地売却収益は4,795万9,505円、2款1項1目1節事業外収益の受取利息は2,876円で、収入合計は4,796万2,381円であります。

3ページをお願いいたします。支出では、1款1

項 1 目 1 節事業原価の公有用地売却原価は4,729万2,305円、2 款 1 項一般管理費は12万6,384円、支出合計は4,741万8,689円であります。

4 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち収入は、1 款 1 項 1 目 1 節資本的収入の借入金は2,000万円であります。支出は、1 款 1 項資本的支出の建設改良費は2,231万376円、2 項借入償還金は4,730万円で、支出合計は6,601万376円あります。

5 ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。平成30年3月31日現在で公社が保有している全ての資産、負債及び資本をあらわしたものであります。資産の部において、Ⅰ流動資産のうち1 普通預金5,008万7,322円、2 公有用地3 億540万9,120円、Ⅱ固定資産の1 定期預金500万円との資産合計は3 億6,049万6,442円あります。

6 ページをお願いいたします。負債の部において、Ⅰ流動負債の2 短期預り金366円、Ⅱ固定負債の1 長期借入金3 億2,116万468円との負債合計は3 億2,116万834円あります。

資本の部において、Ⅰ資本金、1 基本財産500万円、Ⅱ準備金のうち1 前年度繰越準備金3,379万1,916円、2 当期利益54万3,692円との資本合計は3,933万5,608円あります。負債・資本の合計は3 億6,049万6,442円あります。

7 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当期利益は54万3,692円あります。

8 ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。資金の増加・減少を表示するもので、Ⅳ現金及び現金同等物増加額は182万5,621円で、Ⅵ現金及び現金同等物期末残高は5,008万7,322円あります。

9 ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。1 準備金の①前年度繰越準備金に②当年度純利益を加えた2 翌年度繰越準備金は3,433万5,608円あります。

10ページから19ページは附属明細表でございます。ここまで御説明させていただきました内容の補足資料でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

また、20ページから22ページは土地の取得及び処分箇所の案内図でございます。こちらも後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして平成30年度予算の状況でございます。

23ページをごらんください。事業計画でございます。湖西市から委託され、土地の取得事業及び処分事業を行うものであります。

24ページをお願いいたします。予算実施計画でございます。(1) 収益的収入及び支出のうち収入は、1 款 1 項 1 目 1 節事業収益の公有用地売却収益は3,052万2,000円、2 款事業外収益として受取利息等4,000円で、収入合計は3,052万6,000円あります。

25ページをお願いいたします。支出では1 款 1 項 1 目 1 節事業原価の公有用地売却原価は3,027万2,000円、2 款 1 項の一般管理費は17万2,000円で、支出合計は3,044万4,000円あります。

26ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出の収入は、1 款 1 項 1 目 1 節資本的収入の借入金は自己資金で対応可能であることから、計上しておりません。支出では、1 款 1 項 1 目資本的支出の公有用地取得費は1,182万円、3 目建設利息は45万円、2 項借入償還金は2,010万円、支出合計は3,237万円あります。

27ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。予算を全て執行すると想定いたしました平成31年3月31日現在の金額であります。資産の部において、Ⅰ流動資産、Ⅱ固定資産の合計3 億4,047万9,000円あります。

28ページをお願いいたします。負債の部において、Ⅰ流動負債、Ⅱ固定負債の負債合計3 億106万1,000円あります。資本の部において、Ⅰ資本金、Ⅱ準備金の資本合計3,941万8,000円で、負債・資本の合計は3 億4,047万9,000円あります。

29ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。当期純利益は8 万2,000円を予定しております。

30ページは、30年度土地取得事業の計画案内図でございます。処分事業については29年度に取得した鷺津駅谷上線整備事業用地の処分を予定しております。案内図は21ページにお示ししておりますので、

後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で湖西市土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。

済みません。訂正をさせていただきたいと思いません。

先ほど4ページのところなんですけれども、一番下のほうなんですけれども、借入償還金の額を4,370万円というところを、4,730万円と誤って発言してしまいました。申しわけございません。訂正させていただきます。

○議長（二橋益良） 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 改めまして、皆様おはようございます。本日から平成30年6月湖西市議会の定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まずは市議会の皆様におかれましては、先月、各地区におきまして市政報告、意見交換の会を開催いただきまして、ありがとうございます。2日間にわたりまして市民の皆様からさまざまな政策課題等々、建設的な御意見や意見交換の機会であったというふうにお伺いをさせていただきました。ありがとうございます。

さて、6月に入りまして暑さも増してきております。当地もそろそろ梅雨入りというふうには報道されておりますけれども、来週14日からはいよいよ世界も注目しますサッカーのワールドカップがロシアのほうで開催ということになっております。また、加えまして来年の2019年でありますけれども、これはラグビーのワールドカップがこの静岡エコパスタジアムでも開催予定となっております。今、湖西市の職員の息子さんもトップリーグのヤマハ発動機のほうで今頑張っておられますけれども、ぜひ活躍を期待しているところでございますし、また、さらに1年先の2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催をされます。特に湖西市との関係におきましては、スペインの卓球代表ナショナルチームがこの湖西市のアメニティプラザ等で事前合宿を行うことになっておりまして、やはり市民の皆様方にオ

リンピック・パラリンピック、この世界の競技を身近に感じていただきまして、国際交流でありますとか、スポーツ振興につながればというふうに思っております。

今月はまた皆様御関心の高い事項でございます新しい市民会館等複合施設を、これからこの場所につくり、どのような機能や中身、内容とするかという議論をしていただきます市民会議が24日から始まる予定となっております。

市民会議は、現時点では5回程度の開催を予定しております。この市民会議のメンバーは中立的・客観的かつ市政をより身近に感じていただく契機ともなるよう、そういった思いから、最近幾つかの自治体でも導入、取り入れられておりますけれども、住民協議会方式というものを湖西市でも初めて採用させていただいております。

その中身としましては、市民の方々を無作為に抽出をさせていただきました。これは1,000人にお手紙を送付させていただきました。その中から参加をしたい、参加をするというふうにお手を挙げていただきました方々、そして市内2つ、湖西高校と新居高校がありますので、その2つの高校に、高校生から参加をいただいて委員になっていただきます。その合計、今24名を予定しておりますけれども、その方々によりまして御議論いただき、市民相互の御議論によって意見の集約や方向性を出していただく予定でありまして、またそういった住民同士の御意見を促進する観点から、構想日本の方々にコーディネートを依頼するものでございます。

この市民会館の複合施設、御関心も高いことでもありますし、例えば今までこの市役所の隣にあった旧市民会館のような市民ホールでありますとか、会議室等々に加えまして、防災センター、今この市役所の裏にありますけれども、防災センターを初め図書館でありますとか、この市役所の庁舎も相当な年数がたってきておりますし、さまざまなそういった公共施設の移転、再配置、集約や複合化が必要な時期となってきております。また、例えば市民会館といった複合施設の中に湖西市のものづくりの歴史でありますとか、市を訪れた方々が湖西市はどういった

ところなのか御理解、知見を深めていただけるような、そういった湖西市としての魅力の発信の拠点ともなるような場所になればいいなというふうに思っています、さまざまな観点から市民の皆様に御議論をいただいて、そしてその市民会議で出た結果を尊重しながら、さらにこれから詳細な、その後で詳細な構想でありますとか、設計、建設へとつなげてまいりたいというふうに考えております。

またもう一点、ふるさと大使につきましても、これまで一部報道等していただいておりますけれども、この湖西市出身の方々、湖西市ゆかりの歌手の方でありますとか、芸能人、経済人、文化人など、今、市のほうからふるさと大使就任の打診、お願いをしているところでございまして、順次、何名かの方々から内諾を今いただいている状況であります。今の予定では、8月に毎年おいでん祭がございまして、その場をおかりして正式に創設ということで委嘱をさせていただきます、そしてふるさと大使の方々を初め多くの方々に、この湖西市のイメージアップでありますとか知名度向上に大きな役割を果たしていただき、大きな効果を創出していただければというふうに期待をしているところでございます。

また一方で、道路等々のインフラ整備の関係では、浜松三ヶ日・豊橋道路、これは仮称でありますけれども、4月25日に正式に国交省のほうから発表をいただき、湖西市を通る、ルートとして通ることが決定いたしました。もちろん、詳細なルート等々はこれから今議論の最中ではありますが、例えば名称につきましても浜松三ヶ日豊橋道路という中に湖西という名称を入れるべきという御意見もいただいておりますし、この前は国交省の方々も地元の方で意見集約ができれば、名称についてはこれから事業化に当たって、国交省としてもそこは地元のほうで御議論いただければよいということでしたので、例えば浜松市さんでありますとか、豊橋市といった関係者とも御議論いただきながら、名称についてもしっかりと湖西市を通るルートでございまして、名称が入るような形で御議論と働きかけをしていけたらというふうに考えております。

さらには湖西市内にルートを通るということであ

りますので、インターチェンジをつくっていただきまして、そのインターチェンジを核といたしまして、そのインター周辺で宅地の開発でありますとか、お店の誘致など、土地の有効活用を図るということが必要だというふうに考えております。

これはさきに発表させていただきました浜名湖の西岸土地区画整理、それに伴う大倉戸茶屋松道路の整備とあわせて、やはり地域を活性化する、そして湖西市のこの昼夜間人口の差の解消、人口減少の対策に極めてこれは重要だというふうに考えておりますので、やはりそういった人口減少、これからの将来を考えて、湖西市が将来にわたって持続可能な発展を続けるような対策、引き続きこの道路を中心に進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、さまざまお話をさせていただきましたけれども、今回6月の定例会に提案をさせていただきます案件は、人事案件、条例の一部改正、規約の変更、市道路線の認定、補正予算に関します19件となっております。後ほど個別に提案をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、湖西市としてはやはり人口減少の対策、昼夜間人口の差の解消といったものは、本当に最重要、待ったなしの課題であります。これは我々行政だけではなく、市議会の皆様、市民の皆様、関係者が一丸となって取り組まなければなりません。さまざまな手段、今申し上げたもののほかにも子育て支援でありますとか、湖西病院の経営改善、防災・津波対策や観光振興、におい、臭気対策などとあわせて、やはり将来にわたって住みやすい、そして働きやすいと実感ができるまちづくりのためにも、今回の6月議会におかれまして、市議の皆様方から、ぜひ前向きで建設的な御提案、意見交換などをさせていただきますというふうにお願いを申し上げます。

さらにこの本日提案、その他一般質問と続いて行きますけれども、ぜひ前向きな、かつ建設的な意見交換、熱い御議論をお願い申し上げます、私の冒頭挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（二橋益良） 挨拶は終わりました。

午前10時34分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に14番 馬場 衛君、15番 牧野考二君を指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から6月19日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。6月6日から12日、16日から18日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第3 静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

静岡地方税滞納整理機構議会につきましては、静岡地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、市議会議員から2名を選出することになっております。

このたび、市議会議員区分から選出すべき議員2名が欠員となり、その補充のために候補者を募ったところ、候補者が3名となり、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものでございます。

この選挙は、滞納整理機構規約第8条第4項の規

定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17人でございます。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（二橋益良） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（二橋益良） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。候補者はお手元に配付した候補者一覧表のとおりです。また、投票は単記無記名です。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼にて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者名の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会議務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（二橋益良） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（二橋益良） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 福永桂子さん、2番 菅沼 淳君を指名いたします。

立会人の方は書記席までお進みください。

それでは開票を始めてください。

〔開 票〕

○議長（二橋益良） 立会人の方、御協力ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。報告は届け出順に行います。

投票総数17票。

有効投票17票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、田形清信君ゼロ票、鈴木正治君15票、川口三男君2票。

以上のとおりです。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第65号から日程第8 議案第69号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての5件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第65号から議案第69号までの5議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及と高揚を図るために各市町村に置かれているものでございます。この委員は、法務大臣が委嘱をし、任期は3年となっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は委員の推薦に当たり議会の意見を聞くこととなっております。

現在、本市の人権擁護委員は8名となっておりますが、原田幸男委員、森重なおみ委員、山本栄代委員、山本敏弘委員の4名が平成30年9月30日をもって任期満了となります。

原田委員につきましては、4期12年にわたり熱心

に務めていただいております。適任者として再任をすべく推薦をするものでございます。

森重委員、山本栄代委員、山本敏弘委員につきましては、辞任の意向を示されておりますことから、新たに、地域での人望も厚く、熱意をもって人権擁護委員活動に御尽力をいただける適任者といたしまして、伊藤達男さん、若見眞弓さん、筒井園子さんの3名を推薦するものでございます。

また、吉山恵子委員につきましては、平成28年9月30日に任期満了となりました後も、後任者不在のため、人権擁護委員法第9条の規定により、職務を続けていただいておりますが、このたび後任者といたしまして、中野早百合さんをさきの4名とあわせまして新たに推薦するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

初めに議案第65号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に議案第66号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第67号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第68号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第69号についてお諮りいたします。本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第70号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第70号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布をされたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、平成30年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、法人市民税の延滞金の計算期間の見直し、固定資産税のわがまち特例の整備、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長が主なものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。議案書は10ページから16ページ、参考資料は6ページからとなります。

条例全体にわたって法改正に伴う字句等の整理を行っております。それ以外の改正点について説明をさせていただきます。

第48条の改正は、租税特別措置法の規定により、法人税の特例の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することを規定したものであります。

第52条の改正は、法人市民税に係る確定申告書の提出期限延長の特例等の適用がある場合には、延滞金について国税に準じて計算期間を見直すものであります。

附則第10条の2の改正は、津波避難施設に係る固定資産税及び再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税について、それぞれの特例率を乗じることにより、減額しようとするものであります。

附則第10条の3の改正は、バリアフリー改修を行った実演芸術の公演等を行う施設の固定資産税について、2年度分は3分の1に相当する金額を減額することが法改正で規定されましたが、その適用を受けようとするものが行う申告について規定したものであります。

附則第12条及び第13条の改正は、宅地及び農地に対する固定資産税の負担調整措置の特例に適用期限を平成32年度までの3年間延長するものであります。

附則の第1条は、条例の施行日を平成30年4月1日からとするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第70号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第70号は原案のとおり承認されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（二橋益良） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

申しおくれましたが、本日、監査委員が出席しておりますことを御報告いたします。

日程第10 議案第71号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求

めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第71号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布をされたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が平成30年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、法改正に伴う字句等の整理のほか、固定資産税の特例措置の適用期限の延長に合わせて都市計画税の特例措置の適用期限についても延長をするもの、及びバリアフリー改修を行った実演芸術の公演等を行う施設の都市計画税につきまして、減額措置の適用を受けようとするものが行う申告について規定をしたものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第71号について採決いたします。本

案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第71号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第72号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第72号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布をされたことに伴い、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が平成30年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、国民健康保険事業が県単位に広域化をされることに伴い、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付費用に充てるための課税額と規定を改めるもの、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の対象要件を緩和し、対象世帯を拡大するもの、及び特例対象被保険者等に係る申告において、マイナンバーを活用した情報連携で情報が把握できる場合は、証明書の提示を不要にする規定に改めるものでございます。

附則につきましては、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第72号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第72号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第73号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第73号につきまして御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成30年3月31日に公布をされたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正は、平成30年4月分の保育料から適用し保護者にお納めをいただくため、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、

御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、施設型給付費を受ける湖西市立以外の幼稚園及びこども園の幼稚園部分に通う園児の利用者負担額につきまして、年収約360万円未満相当世帯の保護者の利用者負担額を軽減するものでございます。

なお、詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。

保育料の減額につきましては、国の子ども・子育て支援新制度の開始以降、幼児教育無償化の段階的取り組みとして毎年行われており、本年度におきましても同様に無償化に向けた減額がされたものでございます。

参考資料の47ページをごらんください。

新旧対照表の別記1にあります表は、湖西市立以外の幼稚園及びこども園の幼稚園部分の利用に係る利用者負担額を規定する表になりますが、年収約360万円未満相当世帯のうち市民税所得割額が課税される世帯である第3階層その他世帯の利用者負担額1万2,900円を、国が定める上限額と同額の1万100円に減額するものであります。

本改正による影響といたしまして、平成30年4月1日現在の対象者は10世帯10人で、減額となる保育料は年間で約30万円となる見込みでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日とするものです。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第73号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第73号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第74号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第74号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

主な改正の内容は、個人市民税の非課税限度額の引き上げ、法人市民税の申告書の提出について大法人への電子化の義務化、中小企業が行った一定の要件に該当する設備投資に対して固定資産税を3年間ゼロにする特例の新設、たばこ税の税率の変更及び加熱式たばこに関する規定の整備が主なものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。議案書は23ページから36ページ、参考資料

は48ページからとなります。

条例全体にわたって、法改正に伴う字句等の整理を行っております。それ以外の改正点について御説明させていただきます。

第1条中、第24条の改正は、所得税法及び地方税法の改正に伴い、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人市民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を125万円から135万円に引き上げるもの、及び個人市民税均等割の非課税基準を10万円引き上げるものであります。

第34条の2及び第34条の6の改正は、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除を適用しないとするものであります。

第48条の改正は、大法人の法人市民税の申告書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により提出しなければならないとするものであります。

第92条から第98条までの改正は、たばこ税に関する改正でありまして、第92条は製造たばこの区分を新たに設けるもの、第93条の2は加熱式たばこを製造たばことみなすことにするもの、第94条は加熱式たばこの課税方式は紙巻たばこの本数に換算してから課税する方式とされ、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに5段階に分けて実施することになり、平成30年10月1日からの換算方法を規定するものであります。第95条はたばこ税の税率は法改正により、平成30年10月1日から平成33年10月1日までに3段階に分けて引き上げることとなり、平成30年10月1日からの税率を規定するものであります。

附則第5条の改正は、個人市民税所得割の非課税の範囲の計算方法を法改正に伴い改めるものであります。

附則第10条の2の改正は、国が定めた生産性革命集中投資期間に中小企業が行う設備投資について、生産性向上特別措置法の規定に基づき、市が作成した計画に適合し、労働生産性を年3%以上向上させる等の要件を満たす設備投資を対象として、固定資産税の課税標準を最初の3年間に限り、ゼロとする

ものであります。

第2条中、第94条の改正は、平成31年10月1日からの加熱式たばこの換算方法を定めるものであります。

第3条中、第94条の改正は、平成32年10月1日からの加熱式たばこの換算方法を定めるものであります。

第95条の改正は、平成32年10月1日からのたばこ税の税率を規定するものであります。

第4条中、第94条の改正は、平成33年10月1日からの加熱式たばこの換算方法を定めるものであります。

第95条の改正は、平成33年10月1日からのたばこ税の税率を規定するものであります。

第5条中、第94条の改正は、平成34年10月1日からの加熱式たばこの換算方法を定めるものであります。

第6条中、附則第6条の改正は、市たばこ税に関する経過措置を改めるものであります。

附則の第1条は、それぞれの改正規定の施行日を定めるものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

第4条から第10条までは、市たばこ税に関する経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第75号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第75号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布をされたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容は、法改正に伴う字句等の整理でございます。

附則は施行日を定めるものでございまして、第1条の改正規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日から、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第76号 湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第76号につきまして御説明を申し上げます。

公共施設の利用拡大を目的に、西部公民館の財産処分につきまして県の教育委員会と協議をしてまいりましたが、このたび財産処分が正式に完了いたしました。

今回の改正は、財産処分による施設名称の変更と、他の公の施設と同様に市の統一的な算定基準に基づく使用料の見直しをしようとするものでございます。また、これに合わせて他の公の施設の条例と整合がとれるよう、条文を追加するとともに字句の整理も行っております。

新たな使用料は、平成30年10月1日以後の使用に係るものから適用することとしたいと存じます。

なお、詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。

題名の改称は、財産処分により、社会教育法の適用がなくなり、公民館の名称が使用できなくなったことによるものです。

第1条から第4条までの改正は、財産処分の手続により施設の設置の趣旨、名称、職員の配置及び事業を規定しようとするものです。

新たに追加する第6条は、これまで規則で規定していた施設の休館日について、他の公の施設の条例と同様に条例で定めることとしたものです。

これに伴い、第6条から第8条までの条を1条ずつ繰り下げております。

第9条第2項に規定してございました減免に関する事項は、新たに第11条として規定しております。

新たに追加する第13条は、目的外使用及び使用権の譲渡禁止について、他の公の施設の条例と同様に定めることとしたものです。

これに伴い、第11条から第14条までの条を3条ずつ繰り下げております。

以後の説明については、条を繰り下げる前の条で説明をさせていただきます。

第8条に加える第3号は、暴力団員等の使用を制限する規定でありまして、湖西市暴力団排除条例の趣旨に従い、他の公の施設の条例と同様に定めようとするものです。

第10条の改正は、使用料の還付について、他の公の施設の条例と同様に改めることとするものです。

第15条は削除し、第16条を2条繰り下げております。

その他の改正につきましては、今回の改正にあわせ、主に字句を整理するものでございます。

別表の改正は、10月1日以後の使用に係る料金を規定するものです。ホール等の使用料につきましては、営業目的等を含めた使用料を追加しております。

附則第1項は施行期日の規定で、この改正条例の施行期日を平成30年10月1日とするものです。

附則第2項及び第3項は、経過措置に関する規定で、新たな使用料の規定はこの条例の施行日である

平成30年10月1日以後の日の使用に係る使用料について適用し、施行日前においても使用料を納付できること、この許可に関し禁止されている行為は施行日前であってもしてはならないことを定め、附則第1項において、この附則第2項及び第3項の規定を平成30年7月1日から施行することとするものです。

附則第4項は、条例施行日前の使用に係る使用料、原状回復及び損害については、改正前の規定により条例施行後も効力を有することとするものです。

附則第5項は、湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の第2条第2号中、公民館を西部地域センターに改めることとするものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第77号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第77号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布をされ、平成30年4月1日から施行されたことから、これとの整合を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしまして、1点目は放課後児童支援員の資格要件の拡大でございまして、これまで高校を卒業していない者は支援員の資格要件に該当しませんでした。5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市長が適当と認めた者について資格要件の対象としようとするものでございます。

2点目は、学校の教諭となる資格を有する者について、放課後児童支援員の資格者としておりますが、

教員免許状の更新を受けていない者も対象であることを明確化するため、省令改正と同様に規定を改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第78号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第78号につきまして御説明を申し上げます。

静岡県が防災・減災と地域成長を両立する市町の取り組みを支援する「内陸フロンティア」につきましては、「ふじのくにフロンティア」と取り組みの名称を変え、平成34年度までの計画で新たに推進することとなりました。

つきましては、指定区域で当市が進める浜名湖西岸地区土地区画整理事業を、県と協調して進めるため、ふじのくにフロンティアの指定区域についての補助割合を規定するなどの一部を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては市民経済部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長に補足説明を求めます。市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 補足説明をさせていただきます。

本条例に基づき交付しております企業立地促進奨励金は、ものづくりのまち湖西市が厳しい経済状況のもとで企業の誘致や既存企業の事業拡大を推進していく上で有効な制度であり、重要な役割を果たしているところでございます。

今回の改正は、静岡県のみじのくにフロンティアの取り組みに対応するため本条例を改正するもので、別表第3において、みじのくにフロンティアの推進区域内の用地取得奨励金の補助割合について、100分の10の上乗せを規定するなどの改正を行うものでございます。推進区域以外の補助割合及び補助金の限度額については変更はなく、従来のとおりでございます。

なお、この条例改正をすることにより、みじのくにフロンティアの推進区域となる浜名湖西岸地区土地区画整理事業における道路等の公共施設の整備に当たり、申請を予定しております県の工業用地安定供給促進事業費補助金の補助申請の条件を満たすこととなります。

附則といたしましては公布の日から施行し、施行日の前に申請があったものにつきましては従来のとおりとしようとするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第79号 静岡
県市町総合事務組合規約の変更についてを議題と
いたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求め
ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第79号につきまして御説
明を申し上げます。

本市職員の退職手当の支給事務及び非常勤職員の
公務災害事務につきましては、静岡県市町総合事務
組合において共同処理をしております。

今回、この組合の構成団体のうち川根地区広域施
設組合が平成30年3月31日をもって解散したこと
に伴い、静岡県市町総合事務組合規約の別表第1及び
別表第2を変更するものです。よろしく御審議を賜
りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第19 議案第80号 市道
の路線の認定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求め
ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第80号につきまして御説
明を申し上げます。

参考資料の92ページをごらんください。

開発行為による宅地造成の完成に伴い、移管され
た道路、1路線を新たに市道として認定をするもの
でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第20 議案第81号 平成
30年度湖西市一般会計補正予算（第1号）を議題と
いたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第81号につきまして御説
明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1
億6,156万2,000円を減額し、総額を203億3,843万
8,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容を申し上げますと、市税を増額し、国
庫支出金、県支出金、諸収入、市債を減額するもの
でございます。

歳出の主な内容を申し上げますと、日ヶ崎地区津
波避難タワー整備事業につきまして、平成30年3月
議会において国の補正予算による交付金を活用する
ため、平成30年度事業を前倒ししたことに伴い減額
をするものでございます。また、人事異動に伴う職
員給与等を増額するものでございます。

また、地方債の変更を1件予定しております。

なお、詳細につきましては総務部長から補足説明
をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り
ますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここでお諮りいたします。ただいま12時になるようとしておりますが、本日の日程が終了するまで延長させていただくことをお願いさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） それでは延長させていただきます。

総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。

初めに第2表、地方債補正について御説明申し上げます。議案書の53ページをお開きいただきたいと思います。

日ヶ崎地区津波避難タワー整備事業の前倒しに伴い、地震対策事業に係る起債の限度額を減額しようとするものであります。

続きまして、歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては、各目での説明を省略させていただき、一括して最後に説明をさせていただきます。

それでは、補正予算に関する説明書22ページから25ページをごらんください。参考資料につきましては94ページとなります。

3款1項1目生活保護費の補正額は200万9,000円で、生活保護制度の改正に伴い、システム改修に要する委託料を増額するものであります。

38、39ページをごらんください。

8款4項7目公共下水道事業費の公共下水道整備事業費の補正額は559万3,000円で、人事異動に伴い人件費が減額となったため、公共下水道事業会計への繰出金を減額するものであります。

40、41ページをごらんください。

9款1項5目地震対策費の地震対策関係経費の補正額は1億7,832万4,000円で、日ヶ崎地区津波避難タワー整備事業の進捗を図るため、国の平成29年度補正予算を活用するよう3月議会において補正計上

したことから、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

最後に人件費についてであります。説明書52ページから54ページをごらんいただきたいと思います。

人件費の増額は2,034万6,000円であります。平成30年4月の人事異動に伴う一般会計全体の人件費の組みかえ等によるもので、当初の見込みより昇格者が多かったことが増額の主な要因であります。

以上、歳出の補正額は1億6,156万2,000円の減額であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書4、5ページをごらんください。あわせて参考資料は93ページをごらんいただきたいと思います。

1款2項1目固定資産税の補正額は1,170万6,000円で、今回の補正必要額を増額するものであります。

14款2項3目民生費国庫補助金の補正額は100万4,000円で、生活保護制度の改正に伴うシステム改修に対する補助金を増額するものであります。

9目消防費国庫補助金の補正額は1億1,886万円で、3月補正において日ヶ崎地区津波避難タワー整備事業を前倒ししたことに伴い減額するものであります。

あわせて15款2項9目消防費県補助金の補正額990万6,000円と、20款6項2目雑入の補正額、同じく990万6,000円、及び21款1項9目消防債の補正額3,560万円についても、同じく事業を前倒ししたことにより減額するものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の1億6,156万2,000円の減額であります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

訂正をお願いいたします。

先ほど歳出のほうで3款3項1目生活保護費というべきところを、3款1項と申してしまいましたので、3款3項に訂正をお願いいたします。失礼しました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第21 議案第82号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長(影山剛士) 議案第82号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出をそれぞれ61万3,000円減額し、収益的収入総額15億5,715万円、収益的支出総額15億3,536万4,000円に、また資本的収入及び支出をそれぞれ498万円減額し、資本的収入総額6億1,194万8,000円、資本的支出総額10億1,926万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴い人件費を減額するとともに、一般会計からの繰入金について同額を減額するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第22 議案第83号 平成30年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長(影山剛士) 議案第83号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を378万2,000円減額し、総額10億9,635万2,000円に、資本的支出を1,380万6,000円増額し、総額4億9,441万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の異動に伴います人件費の増減額でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第23 議案第84号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(二橋益良) お諮りいたします。本件は提案理由の説明から討論までの一切の議事手を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本件を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣につきまして、今後、変更の必要が生じた場合におきましては、その変更の決定を議長に一任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長(二橋益良) 以上で本日の日程は終了いたしました。

議案に対する質疑は6月19日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は6月7日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会といたします。時間を延長させていただきまして、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時12分 散会
